

市からの お知らせ

①ごみの出し方について

環境保全課(内線3212)

①ごみの分別は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4分別です。きちんと分けて出してください。

②ごみは収集日の当日、朝8時までにしだしてください。出し遅れた場合収集されません。また収集日以外や収集後に出すと、犬や猫が袋を破ってしましますので出さないでください。

③犬や猫の対策は各世帯で、ネットを張るなどしてごみの管理をお願いします。

④収集は戸別収集です。自宅の門の前に出してください。収集車が入らない路地に面している場合は、環境保全課に相談してください。

※「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、分別を徹底して行うことはごみの再資源化や減量化につながります。限りある資源を有効活用するためにも、ごみ分別の協力よろしくお願ひします。

②ごみ抜き取り行為の禁止について

環境保全課(内線3212)

家庭の門口に出されたごみを、市の委託業者以外の者が、無断で抜き取る行為が頻発しています。

抜き取った後のごみを不法投棄したり、他人の敷地等に無断で入り抜き取るのは、違法行為となります。

これらのごみは資源化され大切な財源となり、市民に還元されるものですので、市の委託を受けた業者のみが収集します。それ以外の車では収集しません。

また、資源(ごみ(容器類)を出す際のかごの盗難も頻発しています。各世帯が出した資源(ごみのかご)を盗難する行為は窃盗になりますので、絶対にやめてください。

※ごみ抜き取り対策について

①ごみは前日に出さず、当日の朝に出してください。

②収集されるまでは各世帯でごみの管理をお願いします。

③委託業者以外の者が抜き取るのを見た場合は、環境保全課まで連絡してください。

浦添市の水道の用途確認について

水道部営業課 ☎87778460
☎87778476

浦添市では、水道の使用目的(用途)によって水道料金の単価等が異なります。用途には次のものがあります。

家事用：主に家庭用として水道を使用する場合

営業用：営業又は営業に附随する用に水道を使用する場合(会社・店舗・工場等)

臨時用：工事等(解体含む)、興行、売店等短期間臨時に水道を使用する場合

連合用：1個のメータにより家事用2世帯以上で使用する場合(要件があります)

他に官公署用・船舶用・浴場用があります。

※用途は、検針時に配布する「検針おしらせ」の中に記載されています。住宅の改築、増築等を行った場合は、ご確認をお願いします。

平成26年度介護サービス費等区分支給限度基準単位(上限)の改定について

介護保険課(内線35925)

浦添市介護保険サービス利用者(介護予防を含む)の皆様へお知らせです。平成26年4月1日の消費税率引上げに伴い、介護報酬の改定が実施されま

		旧上限	新上限
●介護予防サービス費等区分支給限度基準単位	要支援1	4,970単位	5,003単位
	要支援2	10,400単位	10,473単位
●居宅介護予防サービス費等区分支給限度基準単位	要介護1	16,580単位	16,692単位
	要介護2	19,480単位	19,616単位
	要介護3	26,750単位	26,931単位
	要介護4	30,600単位	30,806単位
	要介護5	35,830単位	36,065単位

た。(平成26年4月サービス利用分から) 今回の改定による介護保険サービス利用者への影響を考慮し、利用者区分支給限度基準単位(上限)を引き上げることとなりました。

浦添市から要介護(要支援)認定を受け、平成26年4月以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな支給限度基準単位を記載して交付します。また、平成26年3月31日以前に交付済みの被保険者証については、下記のとおり読み替える取扱いとなります。

●市民相談・法律相談・行政相談・人権相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室(内線7311)

相談は無料。秘密は厳守します。

場所 市民相談室(市役所1階)

※人権相談はハーモニーセンター相談室で行います。

●市民相談

日時 月・金曜日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望など

●法律相談(要予約)

日時 弁護士相談：毎週水曜日
司法書士相談：毎週水曜日
午後2時～4時30分

内容 市民生活に関わる法律相談

●行政相談

日時 毎月第1・2・3・木曜日
午後2時～4時

内容 行政機関等の業務に関する相談

●消費生活相談

日時 毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時

内容 消費生活に関する相談

●人権相談

日時 毎月第1木曜日
午前10時～午後4時

内容 人権に関する相談

ハブ咬症注意報発令中(5月～6月)

沖縄県には、猛毒を有するハブが生息し、年間100人前後のハブ咬症患者が発生しています。気温が暖かくなるとハブの行動が活発になり、加えて農作業や行楽などで田畑や山野への出入りが多くなるこの時期に、ハブの咬傷被害も多く発生しています。

もし、ハブに咬まれたら!

①あわてずにハブかどうか確かめます。
②ハブだとわかったら大声で助けを呼び、救急車を呼んで病院へ連れて行ってもらいます。
③助けを待つ間、傷口から血と一緒に毒を吸い出します。
④助けが来るまで時間が掛かる場合は、指が1本通る程度に緩く縛ります。

ハブを見かけたら

自宅や畑でハブを発見したときは、警察に通報して捕獲してもらってください。環境保全課では、ハブ捕獲器の貸出しを行っています。

問い合わせ：環境保全課(内線3216) 沖縄県 衛生環境研究所 ハブ研究担当 ☎946-6710

全国一斉「人権擁護委員の日」

～6月1日は人権擁護委員の日～
みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

人権擁護委員は地域の方から人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行っています。

浦添市では毎月第1木曜日に男女共同参画ハーモニーセンターにおいて人権相談を行っています。

人権についての困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。予約は不要で、相談は無料です。

秘密は厳守します。

人権困りごと相談所の開設について

日時:6月5日(木) 午前10時～午後4時
場所:男女共同参画ハーモニーセンター
問い合わせ:那覇地方法務局 沖縄支局 ☎937-3278

問い合わせ:市民生活課 ☎876-1234(内線3012)

春の一日合同行政相談所の開設

国、県、市町村の協力のもと、一日合同行政相談所を開設します。相談は無料で、予約不要です。
秘密は厳守します。

日時:5月23日(金) 午前10時～午後4時
場所:サンエー経塚シティ1階 中央コート

★浦添市行政相談員(総務大臣委嘱)



津波古重男さん(再任) 山川重子さん(再任) 内間真理子さん(再任)

行政相談員は、総務大臣が委嘱し、住民が国や県に対し、毎日の暮らしの中で感じている苦情や意見・要望を直接受け付け、その解決・実現に努めています。

問い合わせ:総務省 沖縄行政評価事務所
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館4階
☎867-1100 ☎0570-090-110

問い合わせ:市民生活課 ☎876-1234(内線3012)